

組合員の皆様へ

令和8年5月

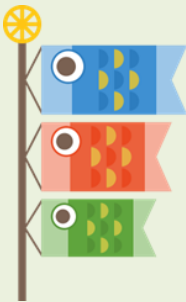
さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合
理 事 長 野 口 松 一



区画整理だより

◆ごあいさつ

深緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。
日頃より、さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の運営に
ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今回の区画整理だよりでは、先の総会・理事会にて選出された理事、
監事、総代および令和8年度の収支予算についてご報告いたします。
引き続き、事業推進のため尽力していく所存でございますので、
改めて組合員の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。



◆ 役員・総代紹介

令和8年1月18日開催の総会および令和8年2月2日の理事会にて、次のとおり役員役職、総代が決まりましたので、ご報告します。（敬称略）

＜役員＞ 理事 20 名 監事 3 名

役 職	担 当	氏 名	役 職	担 当	氏 名	役 職	担 当	氏 名
理事長	庶 務	野口 松一	理 事	換地代表	並木 千恵子	理 事	工事代表	星野 稔
副理事長	庶務代表	野口 喜一	理 事	換 地	安部 清美	理 事	工 事	國谷 正弘
副理事長	庶 務	國谷 和明	理 事	換 地	石井 喜美代	理 事	工 事	篠原 征士郎
副理事長	庶 務	星野 掌市	理 事	換 地	並木 豊	理 事	工 事	中 眞佐実
理 事	会計代表	野口 忠男	理 事	補償代表	河野 いね子			
理 事	会 計	河野 富美子	理 事	補 償	岡田 守	監 事	代 表	岩田 明博
理 事	会 計	野口 映子	理 事	補 償	國谷 敦	監 事		野口 利博
理 事	会 計	株式会社 山 修 代表取締役 山田 浩太	理 事	補 償	宮崎 三重子	監 事		野口 美智子

＜総代＞ 総代 50 名

〔五十音順〕

雨貝 敏子	太田 文男	北川 和正	小山 勝	西野 幸夫	野口 広美	星野 昌章	宮崎 達夫	渡邊 勝秋
荒井 秀夫	笠原 清明	木村 一則	鈴木 一郎	野口 和子	野口 雅彦	細川 照子	宮崎 雅孝	有限会社 河野工務店 代表取締役 河野 茂
市川 琢哉	加藤 さあ子	國谷 和子	武田 久孝	野口 和也	野口 真由美	本川 洋佑	武藤 孝一	
井上 美喜	金子 康子	國谷 千代	千葉 茂子	野口 清子	野口 亮一	本多 泰正	宗澤 千代子	
今泉 正徳	加邊 良徳	鴻江 和子	長堀 静江	野口 哲哉	福岡 眞行	水野 美砂	吉井 修一	
江川 孝則	川島 早苗	小島 行男	長堀 誠一	野口 長雄	藤田 厚	宮崎 孝子	吉澤 ふぢえ	

◆ 令和8年度 事業概要

令和8年度の主な事業は以下の通りです。

種 別	内 容
工 事	・区 4-26 号線外道路築造工事 ・区 4-22 号線擁壁工事 ・道路等管理工事 ・電柱移設工事
補 償	・建物等移転補償 ・仮住居補償
調 査 設 計	・事業用地草刈業務 ・杭打測量・換地修正外業務委託 ・建物等調査積算業務委託 ・管理調書作成業務委託

◆ 令和8年度 予算について

令和8年3月12日に開催されました令和7年度第2回総代会において、令和8年度収入支出予算が議決されました。

予算の内訳は、国庫補助金、さいたま市補助金等による収入を予定し、道路築造工事や、擁壁工事、調査設計業務等による支出を予定しています。

内訳は以下の通りです。施工箇所については、3 頁（令和8年度 工事施工予定箇所図）をご参照ください。

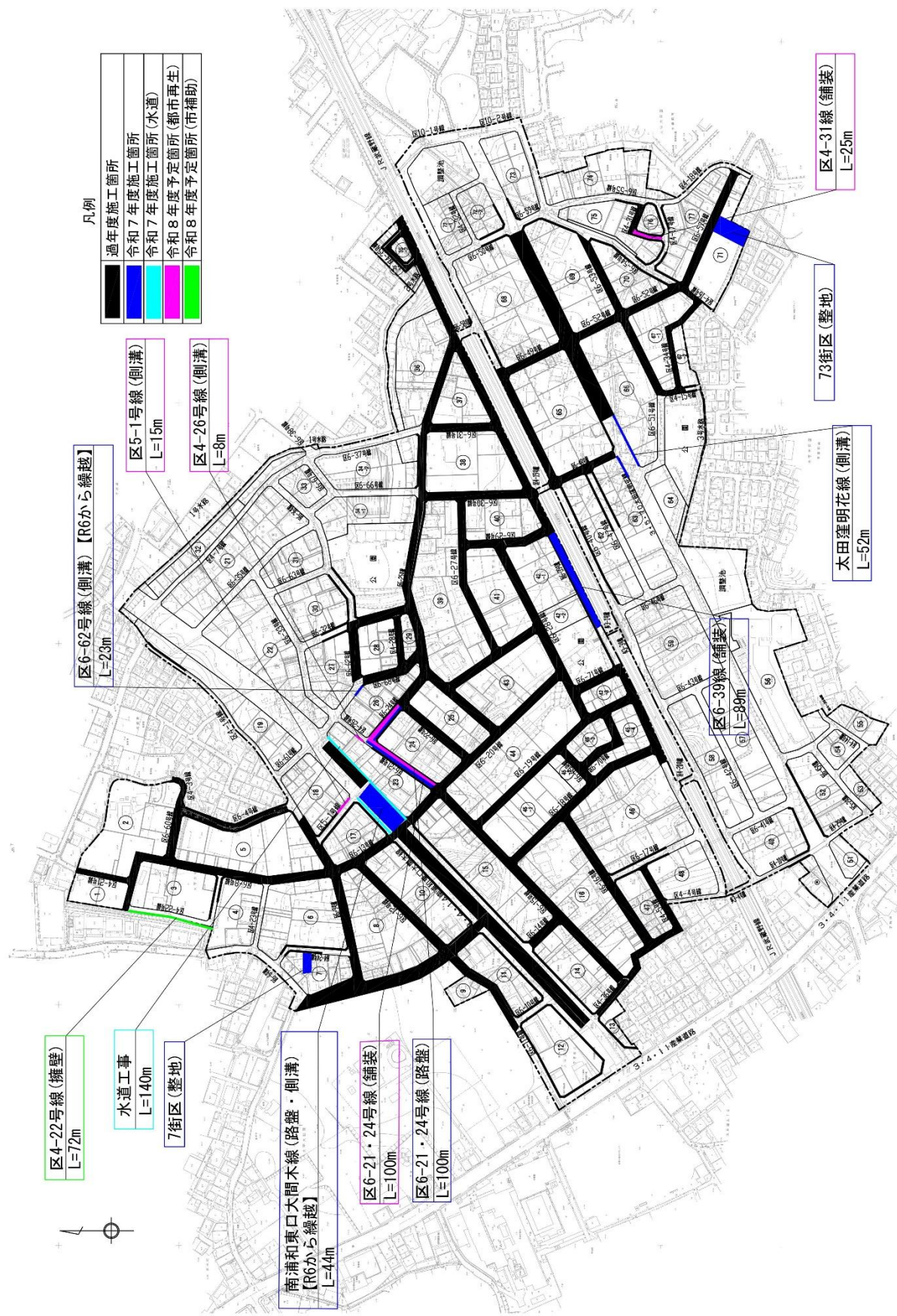
【収 入】

収 入 費 目	予算額（千円）
国 庫 補 助 金	81,400
さいたま市補助金	141,803
保 留 地 処 分 金	11,824
諸 収 入	1
繰 越 金	89,972
収 入 合 計	325,000

【支 出】

支 出 費 目	予算額（千円）
工 事 費	103,002
補 償 費	88,023
法 2 条 2 項 事 業 費	2
調 査 設 計 費	25,080
公 債 費	47,445
事 務 費	19,437
予 備 費	10,000
次期繰越収支差額	32,011
支 出 合 計	325,000

◆ 令和8年度 工事施工予定箇所図



※令和8年度予算の決定額によって工事施工箇所が変わることがあります。

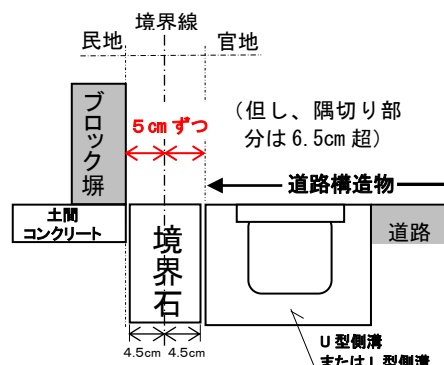
(令和7年度 第2回総代会にて議決された内容です。)

お知らせ

◆ 門・塀等をつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より **5センチメートル民地側** となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀など管理のためにも有効です。



◆ 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま**市長の許可が必要**です。

- ・土地の形質の変更
- ・**建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

◆ 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円（税込）となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆ 土地・建物の売買をする時は、ご相談を！

特別な制約はございませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、組合事務局へ相談の上、行ってください。

◆ 権利の届出をしてください（定款第65条及び第67条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

◆ 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆ ご不明な点は下記までお問い合わせください◆

お問い合わせ先（組合事務局）

〒338-0002

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

一般財団法人 さいたま市土地区画整理協会

<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 TEL.048-799-2352（事業管理・換地に関すること）

補償課 TEL.048-799-2523（建物補償に関すること）

工事課 TEL.048-799-2528（工事に関すること）

